

令和6年度（2024年度）中小企業等DXアクセラレーション事業業務委託 基本仕様書

1. 業務の目的

I C TやA Iなどのデジタル技術が社会構造を大きく変化させていくなか、デジタル技術を活用した生産性の向上や新たな価値の創出が重要とされている。そのような中、本市においても域内中小企業等のDX（デジタルトランスフォーメーション）を促進し、中小企業等の生産性の向上や新たな価値の創出に取り組む必要がある。

本業務では、自社の経営課題等について、デジタル技術を活用し、業務変革等に取り組む中小企業等に対して、セミナーやワークショップの開催、及び専門コンサルタントによるメンタリングや、社内におけるDX推進の担い手となる人材育成に係る研修等の伴走支援を実施する。また、伴走支援による取組成果報告会等を通じ、市内中小企業等に対してDXの取組の波及を図ることを目的として実施するもの。

2. 履行場所

熊本市内一円

3. 履行期間

契約締結日から令和7年（2025年）3月31日まで

4. 業務概要

（1）事業全体の企画・運営

当該業務の企画・運営及び全体マネジメントを行うことで、円滑な業務遂行を図る。

（2）プログラム説明会及びDX啓発セミナー実施業務

本事業に関するプログラム内容の説明やDXに関する基礎知識の習得等を目的としたセミナーを開催する。

（3）DXテーマ策定ワークショップ実施業務

自社課題の検討や深堀、今後取り組むDXテーマの策定に関するワークショップを開催する。

（4）伴走型DX支援プログラム実施業務

上記（3）参加企業から10社程度を選定し、デジタル技術を活用して業務変革を行う市内中小企業の事業活動に対して伴走型支援を行い、DX推進計画（構想）を作成する。

（5）成果報告会開催業務

本プログラム内で実施した各社の取組について市内中小企業等へ事例の共有を図る成果報告会を開催する。

5. 業務内容

事業の実施に当たっては、以下の各項目について本市と協議の上実施することとする。

(1) 事業全体の企画・運営業務

① 事業全体の基本計画策定及び業務全般の進捗管理

本事業を効果的かつ円滑に遂行するために必要な人員体制、活動内容、スケジュールを提案するとともに、本事業の目的の達成を図るための具体的な成果指標についても併せて示すこと。

(2) プログラム説明会及び DX 啓発セミナー実施業務

① プログラム説明会及び DX 啓発セミナーの開催

本事業に関するプログラム内容の説明や DX に関する基礎知識の習得等を目的とした内容とすること。

② 中小企業等への広報・募集

実施回数は1回、30社程度の参加を想定しているが、セミナー内容や開催回数等、効果的な実施に繋がる手法について提案すること。

(3) DX テーマ策定ワークショップ実施業務

① DX テーマ策定ワークショップの開催

自社課題の検討や深堀、今後取り組む DX テーマの策定に関する内容とし、開催テーマや実施回数等、効果的な実施に繋がる手法について提案すること。

② 中小企業等への広報・募集

参加企業については20社程度を想定しているが、参加企業数や募集方法等、効果的な実施に繋がる手法について提案すること。

(4) 伴走型 DX 支援プログラムの実施に関する業務

① 伴走型 DX プログラム参加企業の選定

上記(2)及び(3)参加企業の中から、伴走型 DX 支援プログラムへの参加企業を選定すること。10社程度を想定しているが、具体的な選定基準や選定手法、効果的な実施に繋がる件数等を提案すること。

② 伴走型 DX 支援プログラムの実施

当該プログラムについては、DX の段階に応じた集中的な伴走支援（8ヶ月程度）を実施するものとし、各社の DX 推進計画の策定に繋がる内容とすること。具体的な支援内容としては下記を想定しているが、その他、事業目的の達成に繋がる効果的な手法について提案すること。

- ・課題整理及び分析
- ・対応策に関する助言、指導
- ・デジタル化導入支援
- ・社内における DX 人材育成
- ・DX 推進計画の策定 等

（５）成果報告会の開催に関する業務

① 成果報告会の開催

各社の推進計画を市内中小企業に向けて共有する内容とすることとし、具体的な開催方法について提案すること。

② 参加者への周知・募集

効果的な実施に繋がる手法について提案すること。

6. 実績報告

（１）業務実績報告書の作成

当該契約末日までに、実施結果について報告書を、電子データ及び紙媒体で提出する。

7. その他

- （１）本業務に関する資料・成果品の一切の権利は、すべて熊本市に帰属するものとし、受託者は市の許諾なしに他に公開、貸与及び使用してはならない。
- （２）受託者は、本業務において知り得た情報について他人に漏らし、また、自己の利益のために利用してはならない。また、委託業務終了後も同様とする。
- （３）個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守するとともに、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき適切な管理を行わなければならない。
- （４）業務の実施に当たっては、本市と綿密な連携を図ること。
- （５）業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために必要となった経費は、受託者が負担する。
- （６）本仕様書に記載が無い事項について、疑義が生じた場合は本市及び受託者ともに十分協議の上、解決するものとする